

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	中央卸売市場	
許 認 可 等 名	市場施設の使用の指定	
根 拠 法 令	徳島市中央卸売市場業務条例	
根 拠 条 項	第62条第1項	
連 絡 先	(電話 628 - 2759)	
審 査 基 準	<p>(施設の使用指定) 第62条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設(市場内の用地、建物その他の施設をいう。以下同じ。)の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。 2～5 (略)</p> <p>徳島市中央卸売市場業務条例施行規則 (市場施設の使用申請等) 第69条 条例第62条第1項及び第2項の規定による市場施設の使用指定又は許可を受けようとする者は、市場施設使用/指定/許可/申請書を市長に提出しなければならない。 2 市長は、市場施設の使用を許可した後においても、必要があると認めるときは、その内容の一部を変更することができる。</p> <p>* 市場施設使用指定/許可申請書は、別紙様式第52号とする。</p>	
	参 考 事 項	原則として、申請があった場合には指定を行う。
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 15日(休日を除く)
	(設定しないものについてはその理由)	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)